

和歌山県立日高高等学校創立百周年記念事業実行委員会規約

第1章 総 則

(名 称) 第1条 本会は和歌山県立日高高等学校創立百周年記念事業実行委員会と称する。

(事務局) 第2条 本会の事務局は和歌山県御坊市島 45 の県立日高高等学校内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的) 第3条 本会は、和歌山県立日高高等学校同窓生ならびに創立百周年記念事業の趣旨に賛同された方々の協力により、創立百周年の記念事業を円滑に遂行することを目的とする。

(事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 毎年2回以上の実行委員会を開催する。
2. 百周年の当該年（平成 26 年度）までに種々の記念事業を開催する。
3. 創立百周年記念事業として学校施設の整備拡張を行う。

第3章 組 織

第5条 本会は和歌山県立日高高等学校の卒業生、P T Aおよび本会の趣旨に賛同される方々をもって組織する。

第4章 役 員および顧問、委員

第6条 本会には次の役員・顧問・委員を置く。

1. 実行委員長1名、実行副委員長3名（同窓会長・P T A会長・学校長）
2. 実行委員会顧問（総務部・財務部・記念事業部・記念誌部・広報部）
3. 会計監査2名
4. 実行委員会委員（同窓会員・教職員）

(役員を選任)

第7条 役員・顧問・委員は互選で、実行委員長、実行副委員長、会計監査を定める。

(役員職務)

第8条 実行委員長は本会を代表して会務を統轄する。

1. 実行委員長に事故等あるときは、実行副委員長がこれを代行する。
2. 実行副委員長は実行委員長を補佐し実行委員会の議決に基づき業務を掌理する。
3. 役員は実行委員会を組織し、この業務に関する事項を決議し執行する。
4. 会計監査は本会の財務を監査する。

(役員任期)

第9条 本会の役員の任期は、平成 22 年 11 月 15 日～平成 27 年 3 月 31 日までとする。

第5章 実行委員会の招集

第10条 実行委員会は実行委員長が招集し、本会の定足数は委任状を含めて役員の2／3以上とし議決は出席者の過半数によるものとする。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は募金その他の収入により支弁する。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり同年度3月31日に終わる。

第7章 付 則

第13条 本規約は平成 22 年 11 月 15 日より施行する。